

**鳥取県告示第585号**

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成22年10月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
572	米子信用金庫東支店	名称	米子信用金庫東支店	米子信用金庫本店営業部東出張所	平成22年9月1日
575	米子信用金庫皆生支店	〃	米子信用金庫皆生支店	米子信用金庫北支店皆生出張所	〃